（案）

印刷製本業務契約書

沖縄県立埋蔵文化財センター所長　池田　潤（以下「甲」という。）と○○○○○○（以下「乙」という。）とは、『ヤニバマ遺跡－キャンプ・シュワブ内美謝川水路切替工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－』印刷製本業務について、次のとおり契約を締結する。

（履行期間）

第１条　履行期間、納入場所、契約金及び契約保証金は次のとおりとする。

１　履行期間　契約締結日　～　令和８年９月25日

２　納入場所　沖縄県立埋蔵文化財センター

３　契約金額　金　　円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、金　　円也

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は消費税法第28条第１項及び第29条の規定ならびに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、業務委託料に110分の10を乗じて得た額である。

４　契約保証金

契約保証金について

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし（１）または（２）のいずれかに該当するときは免除（沖縄県財務規則第101条第２項）。

（１）保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

（２）国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）または地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出した場合。

※ただし、免除の場合であっても、契約書第11条の規定により、契約を解除したときは、乙は損害賠償金として契約金額の100分の10に相当する金額を県に納付しなくてはならない。

（業務の完了期間）

第２条　乙は、別紙仕様書に基づき、上記期間内に印刷製本業務を完了し、印刷物を納入しなければならない。

（納入）

第３条　乙は、印刷物を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、印刷物の持込みと同時に納品書を提出しなければならない。

２　印刷物の性質または目的などによっては、甲の承認を得て、分割して納入することができる。

（検査）

第４条　乙は、甲の行う検査に合格した印刷物でなければ納入することができない。

２　乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

（再検査）

第５条　乙は、検査の結果不合格と決定した印刷物は遅延なく引き取り、かつ速やかに手直し、さらに届け出て再度検査を受けなければならない。

（期間の延長）

第６条　天災その他乙の責めに帰すことができない事由により、履行期間内に印刷物を納入することができないときは、乙は甲にその理由を付して履行期間の延長を申し出ることができる。この場合において甲は、申出を妥当と認めた場合はこれを承認するものとする。

２　前項の申出は履行期間内にしなければならない。

（契約金額の支払い）

第７条　契約金額は、検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

（損害の負担に関する事項）

第８条　この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。

（契約内容の変更等）

第９条　甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、または納入を中止させることができる。

（禁止事項）

第10条　乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。ただし、信用保証協会または中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の２に規定する金融機関にあっては、その限りでない。

（契約の解除）

第11条　甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除できる。

⑴　乙が正当な事由なく解約を申し出たとき。

⑵　乙の責めに帰すべき事由により、期限内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

⑶　乙が正当な事由なしに業務に着手しないとき。

⑷　第10条の規定に違反したとき。

⑸　この契約の履行に関し、乙またはその代理もしくは使用人等に不正があったとき。

２　この場合において、契約保証金の納付を免除されているときは、乙は損害賠償金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

（反社会的勢力の排除）

第12条　甲は、乙が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

⑴　暴力団

⑵　暴力団員

⑶　暴力団員でなくなった時から５年を経過していない者

⑷　暴力団準構成員
⑸　暴力団関係企業
⑹　総会屋等
⑺　社会運動等の標榜ゴロ
⑻　特殊知能暴力集団
⑼　その他各前号に準ずる者

2　甲は、乙が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。
⑴　反社会的勢力が経営を支配していると認められたとき。
⑵　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
⑶　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき。
⑷　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められるとき。
⑸　その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3　甲は、乙が自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
⑴　暴力的要求行為
⑵　法的な責任を超えた不当な要求行為
⑶　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
⑷　風説を流布し、偽計または威力を用いて、甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為
⑸　その他前各号に準ずる行為

4　乙は、乙または乙の下請けもしくは再委託先業者（下請けまたは再委託契約が数社にわたるときはそのすべてを含む。以下同じ。）について、以下の各号を確約し、乙がこれに反した場合には、甲は契約を解除することができる。
⑴　乙または乙の下請けまたは再委託先業者が第1項に該当しないこと。
⑵　乙は、乙の下請けまたは再委託先業者が前号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに乙の下請け業者との契約を解除し、または契約解除のための措置をとること。

5　乙は、乙または乙の下請けもしくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求または業務妨害との不当介入を受けた場合には、これを拒否し、または下請けもしくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、甲の捜査機関への通報及び甲の報告に必要な協力を行うものとする。

6　甲が本条各号の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

（遵守及び協議）

第13条　乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則12号）を遵守するものとし、疑義を生じたときは、甲、乙協議するものとする。

（その他）

第14条　印刷過程で生じた写真原稿の紛失、破損、汚れ等についての損害は乙が負担するものとする。

２　本業務において、乙は契約上知り得た情報及び貸与した資料については、甲の承認を得ず、第三者に公表、貸与、使用させてはならない。

この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年　　月　　日

甲　住　所　　沖縄県中頭郡西原町字上原193番地の７
　　名　称　　沖縄県立埋蔵文化財センター
　　氏　名　　所長　　池田　潤

乙　住　所
　　名　称
　　氏　名